

(春秋社・3240円)



る制定法のみを正当とする近代法治思想に近い要素があると筆者は述べる。

一方、儒家は内面の「徳」と社交としての「礼」を重視する。徳や礼が修めるものであるのに対して、法とは遵守するものである。社会が拡大・成長すれば、徳治や礼治だけでなく法による統治が必要になってくるが、中国では儒家と法家の間に熾烈な対立があった。儒学の範囲内で法を運用しようとする礼治派と西洋的な法治主義の導入を唱える法治派との間で礼法論争が繰り広げられ、法家思想は近代的な「法の支配」には結実しなかったと説く。

本書は、西洋・中国・日本という三つの社会を比較し、「法」と「道徳」がそれぞれ異なったかたちで運用されてきたことを示す。無論、比較とは優劣を論じることではない。自分たちが自明としてきた価値を相対化し、批判的な知見を得ることである。法と道徳という私たちの社会の基盤を考えると、本書は格好の羅針盤となるであろう。

(九州大准教授・政治学 大賀哲)

家思想である。

江戸時代に支配的だった社会思想は、中国からもたらされた儒学である。ただし、日本と中国では違いもあった。日本では孔子や孟子といった儒家だけでなく、諸子百家の法家思想も研究・評価されたことだ。全員が法に従うことによって理想的な統治が行われるという法家思想の理念には、「法」と「道徳」を区別し、自然法ではなく人間によ

古賀勝次郎著

鑑の近代

こが・かつじろう 1947年福岡県生まれ。早稲田大学社会科学総合学院教授。専門は比較社会思想史。